

○ひたちなか市特定建設資材に係る分別解体等に関する規則

平成14年5月29日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第10条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提出部数)

第2条 法第10条第1項及び第2項の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(身分証明書)

第3条 法第43条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）によるものとする。

付 則

この規則は、平成14年5月30日から施行する。

別記様式(第3条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真ちょう付 (上半身脱帽) 3cm×2.4cm	所 属 氏 名 (年 月 日発行)
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
ひたちなか市長 印	

8cm

6
cm

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

(6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋)

(市町村の長による事務の処理)

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。以下略

(1)～(5) 略

(6) 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

別記様式（第3条関係）